

議案第77号

鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例の一部改正について

次のとおり鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成26年2月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例の一部を改正する条例

鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例（平成21年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

目次

前文

第 1 章 略

第 2 章 県民活動の促進 (第10条—第16条)

第 3 章 災害又は危機に強いまちづくり (第17条—第20条)

第 4 章 被災者の支援 (第21条—第25条)

第 5 章 関係者相互の連携 (第26条—第30条)

第 6 章 雑則 (第31条・第32条)

附則

(目的)

第 1 条 この条例は、防災及び危機管理に関する基本的な考え方を定め、県民、事業者、市町村、県及び国の機関の責務を明らかにするとともに、相互に連携して被害の発生の防止から復旧及び復興までの対策を総合的に講ずるために必要な事項を定めることにより、災害及び危機から県民の生命、身体及び財産を

目次

前文

第 1 章 略

第 2 章 県民活動の促進 (第10条—第15条)

第 3 章 災害又は危機に強いまちづくり (第16条—第20条)

第 4 章 災害時要援護者に係る対策 (第21条—第23条)

第 5 章 関係者相互の連携 (第24条—第28条)

第 6 章 雑則 (第29条・第30条)

附則

(目的)

第 1 条 この条例は、防災及び危機管理に関し、基本的な考え方を定め、県民、事業者、市町村、県及び国の機関の責務を明らかにするとともに、相互に連携して対策を講ずるために必要な事項を定めることにより、災害及び危機から県民の生命、身体及び財産を守り、安全に暮らすことのできる地域社会を実現す

守り、安全に暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 災害 地震、津波、豪雨、豪雪、洪水、高潮、暴風、竜巻、崖崩れ、土石流、地滑りその他の異常な自然現象、大規模な火事若しくは爆発、放射性物質の大量の放出又は多数の者の遭難を伴う船舶の沈没、列車の衝突若しくは航空機の墜落その他の大規模な事故により生ずる被害をいう。

(2) 略

(3) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び速やかに災害の復旧を図ることをいう。

(4)・(5) 略

ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 災害 地震、津波、豪雨、豪雪、洪水、高潮、暴風その他の異常な自然現象、大規模な火事若しくは爆発、放射性物質の大量の放出又は多数の者の遭難を伴う船舶の沈没、列車の衝突若しくは航空機の墜落その他の大規模な事故により生ずる被害をいう。

(2) 略

(3) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、並びに災害の復旧及び復興を図ることをいう。

(4)・(5) 略

(6) 災害ボランティア活動 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的として、個人又は団体（自主防災組織を除く。）が自発的に行う被災者の救助、復興の支援その他の防災、危機管理又は復興に関する活動をいう。

(7) 避難行動要支援者 災害若しくは危機が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な高齢者、障がい者、妊婦、乳幼児、外国人その他の者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、災害及び危機に備えて、事業活動の継続に必要事項を定めた計画（以下「事業継続計画」という。）を作成し、その事業場の利用者及び従業員の安全の確保並びに事業の継続に努めるとともに、消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条第3号に掲げる消防団及び自主防災組織の活動に協

(6) 防災ボランティア活動 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的として、個人又は団体（自主防災組織を除く。）が自発的に行う被災者の救助、復興の支援その他の防災又は危機管理に関する活動をいう。

(7) 災害時要援護者 災害又は危機が発生した場合における避難に、他者による介助その他の援護を必要とする高齢者、障害者、妊婦、乳幼児、外国人その他の者をいう。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、災害及び危機に備えて、その事業場の利用者及び従業員の安全を確保するための取組を推進するとともに、消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条第3号に掲げる消防団及び自主防災組織の活動に協力すること等により、地域社会の一員として県民と助け合うよう努めるものとする。

力すること等により、地域社会の一員として県民と助け合うよう努めるものとする。

2 略

(市町村の責務)

第6条 市町村は、住民に最も身近な地方公共団体として、市町村の組織及び機能の全てを挙げて、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号に規定する地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第35条第1項に規定する計画及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第8条第1項に規定する計画に定めるところとされている事項についてはこれらの計画にのっとり、その市町村の区域における防災、危機管理及び復興に関する施策を実施するものとする。

2 市町村は、消防組織法第9条各号に掲げる機関（以下「消防

2 略

(市町村の責務)

第6条 市町村は、住民に最も身近な地方公共団体として、市町村の組織及び機能のすべてを挙げて、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号に規定する地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第35条第1項に規定する計画に定めるところとされている事項についてはこれらの計画にのっとり、その市町村の区域における防災及び危機管理に関する施策を実施するものとする。

2 市町村は、消防組織法第9条各号に掲げる機関（以下「消防

機関」という。) 其他市町村の防災及び危機管理に関する組織を整備するとともに、自主防災組織の充実及び災害ボランティア活動を行いやすい環境の整備を図るものとする。

3 略

(県の責務)

第7条 県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、県の組織及び機能の全てを挙げて、地域防災計画、国民保護法第34条第1項に規定する計画、新型インフルエンザ等対策特別措置法第7条第1項に規定する計画及び第33条の規定により作成する計画にのっとり、広域にわたる防災、危機管理及び復興に関する施策を実施するものとする。

2 県は、災害対策基本法第61条の2の規定による助言、ヘリコプターを用いた消火、救助等による消防の支援その他の市町村の防災、危機管理及び復興に関する活動の支援を行うとともに、県と市町村間及び市町村相互間の防災、危機管理及び復興

機関」という。) 其他市町村の防災及び危機管理に関する組織を整備するとともに、自主防災組織の充実及び防災ボランティア活動を行いやすい環境の整備を図るものとする。

3 略

(県の責務)

第7条 県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、県の組織及び機能のすべてを挙げて、地域防災計画、国民保護法第34条第1項に規定する計画及び第30条の規定により作成する計画にのっとり、広域にわたる防災及び危機管理に関する施策を実施するものとする。

2 県は、ヘリコプターを用いた消火、救助等による消防の支援その他の市町村の防災及び危機管理に関する活動の支援を行うとともに、県と市町村間及び市町村相互間の防災及び危機管理に関する連絡調整を行うものとする。

に関する連絡調整を行うものとする。

3・4 略

(国の機関の責務)

第9条 国の機関は、災害対策基本法第2条第9号に規定する防災業務計画、国民保護法第33条第1項に規定する計画及び新型インフルエンザ等対策特別措置法第6条第1項に規定する計画に定めることとされている事項についてはこれらの計画にのっとり、その所掌事務に係る防災、危機管理及び復興に関する施策を実施するとともに、市町村及び県に対して、防災、危機管理及び復興に関する情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

第2章 県民活動の促進

(県民運動の推進)

3・4 略

(国の機関の責務)

第9条 国の機関は、災害対策基本法第2条第9号に規定する防災業務計画及び国民保護法第33条第1項に規定する計画に定めることとされている事項についてはこれらの計画にのっとり、その所掌事務に係る防災及び危機管理に関する施策を実施するとともに、市町村及び県に対して、防災及び危機管理に関する情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

第2章 県民活動の促進

第10条 知事は、市町村長その他の関係機関と協力して、第3条

に規定する基本的な考え方に対する県民及び事業者の理解を深め、次に掲げる行動その他の防災及び危機管理に役立つ行動を県民全体に定着させる運動を推進するために必要な施策を実施するものとする。

(1) 想定される災害及び危機の危険性に応じ、食糧等の必需品の備蓄、避難場所及び家族との連絡手段の確保その他の必要な備えを行うこと。

(2) 災害及び危機の発生に応じた行動がとれるよう防災及び危機管理に関する訓練等を定期的に行うこと。

(3) 災害及び危機の予報及び警報並びに避難に関する情報の意味を理解し、これらの情報を聞きもらさないようにすること。

(4) 災害及び危機が発生した場合には、自らの生命及び身体を守ることを第1とし、避難、危険の回避等の行動をとること。

(5) 被害を受けた者に対し救助、食糧等の提供その他の援助

を行うこと。

(情報の提供)

第11条 略

(防災教育等)

第12条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（以下「学校」という。）又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所（以下「保育所」という。）を設置し、又は管理する者は、災害又は危機が発生した場合に当該学校又は保育所の幼児、児童、生徒又は学生が適切な自助及び共助の行動がとれるよう、応急手当及び避難の方法その他の防災及び危機管理に関する教育を関係機関及び地域住民と連携しながら実施するものとする。

2 事業者（市町村、県及び国の機関を含む。）は、災害又は危

(情報の提供)

第10条 略

(防災教育等)

第11条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（以下「学校」という。）又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所（以下「保育所」という。）を設置し、又は管理する者は、災害又は危機が発生した場合に当該学校又は保育所の幼児、児童、生徒又は学生が適切な自助及び共助の行動がとれるよう、救急手当の方法その他の防災及び危機管理に関する教育を実施するものとする。

2 事業者（市町村、県及び国の機関を含む。）は、災害又は危

機が発生した場合にその従業者が適切な自助及び共助の行動がとれるよう、関係機関及び地域住民と連携しながら応急手当及び避難の方法その他の防災及び危機管理に関する訓練及び研修を実施するものとする。

3 市町村長は、災害又は危機が発生した場合に市町村民等が適切な自助及び共助の行動がとれるよう、応急手当及び避難の方法その他の防災及び危機管理に関する訓練及び研修を実施するものとする。

4 知事は、消防職員（消防組織法第11条第1項に規定する消防職員をいう。）及び消防団員（同法第19条第1項に規定する消防団員をいう。）の訓練を実施すること等により、前項に規定する市町村長の施策の実施を支援するものとする。

(自主防災組織の活動の促進)

第13条 略

機が発生した場合にその従業者が適切な自助及び共助の行動がとれるよう、救急手当の方法その他の防災及び危機管理に関する訓練及び研修を実施するものとする。

3 市町村長は、災害又は危機が発生した場合に市町村民等が適切な自助及び共助の行動がとれるよう、救急手当の方法その他の防災及び危機管理に関する訓練及び研修を実施するものとする。

4 知事は、消防職員（消防組織法第11条第1項に規定する消防職員をいう。）及び消防団員（同法第19条第1項に規定する消防団員をいう。）の訓練並びに防災及び危機管理に関して指導的役割を担う者の研修を実施すること等により、前項に規定する市町村長の施策の実施を支援するものとする。

(自主防災組織の活性化)

第12条 略

2 自主防災組織は、災害若しくは危機が発生し、又は発生するおそれがある場合の活動に関する計画に基づき、防災及び危機管理に取り組むよう努めるものとする。

3 略

4 略

(災害ボランティア活動の環境整備)

第14条 市町村長は、被災者との連絡調整を行う者の育成及び確保、受入体制の整備、資機材の提供その他災害ボランティア活動を円滑に行うことができる環境の整備を行うものとする。

2 略

(事業継続計画の作成支援)

第15条 知事は、事業継続計画を作成する事業者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 略

3 略

(防災ボランティア活動の環境整備)

第13条 市町村長は、被災者との連絡調整を行う者の育成及び確保、受入体制の整備、資機材の提供その他防災ボランティア活動を円滑に行うことができる環境の整備を行うものとする。

2 略

(事業継続計画の作成支援)

第14条 知事は、災害又は危機が発生した場合に事業活動を継続するため必要な事項を定めた計画を作成する事業者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(ライフラインの維持)

第16条 略

(まちづくりにおける配慮)

第17条 市町村长及び知事は、居住者の減少、交通の途絶の危険性その他の地域の実情を踏まえ、防災及び危機管理の視点に立
ったまちづくり及び災害又は危機が発生した場合に消防、救
助、医療その他の措置を講ずることができまるまちづくりに努め
るものとする。

2 知事は、災害若しくは危機が発生し、又は発生するおそれ
ある場合に必要な業務を的確に実施できるよう、事業継続計画
を作成するとともに、市町村の業務が継続されるよう支援する
ものとする。

3 市町村长は、災害若しくは危機が発生し、又は発生するおそ
れがある場合に必要な業務を的確に実施できるよう、事業継続

(ライフラインの維持)

第15条 略

(まちづくりにおける配慮)

第16条 市町村长及び知事は、まちづくりに関する施策の策定及
び実施に当たっては、防災及び危機管理の視点に立って行うよ
う努めるものとする。

計画を作成するよう努めるものとする。

(防災施設の計画的整備)

第18条 略

(建築物の耐震改修の促進)

第19条 略

(防災施設の計画的整備)

第17条 略

(建築物の耐震改修の促進)

第18条 略

(避難所の耐震改修の計画的実施)

第19条 市町村長は、当該市町村の地域防災計画において避難所

に指定した建築物のうち、地震に対する安全性に係る建築基準

法（昭和25年法律第201号）又はこれに基づく命令若しくは鳥

取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）の規定

に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けて

いるものについて、耐震診断及び耐震改修に関する計画を定

め、その所有者及び管理者の協力を得て、耐震改修を計画的に

進めるものとする。

2 知事は、県が設置し、又は管理する建築物について耐震改修を行うこと等により、前項に規定する市町村長の施策の実施に協力するものとする。

(耐震診断等の状況の公表)

第20条 知事は、建築基準法第12条第1項の規定による報告を受け、又は同条第2項の規定による点検を行ったときは、これらの規定による報告の内容又は点検の結果のうち耐震診断及び耐震改修の実施状況に関するものを、建築物ごとに速やかに公表するものとする。

第4章 災害時要援護者に係る対策

(避難体制の整備)

第21条 市町村長は、自主防災組織、民生委員法（昭和23年法律

(耐震診断等の状況の公表)

第20条 知事は、昭和25年法律第201号）第12条第1項の規定による報告を受け、又は同条第2項の規定による点検を行ったときは、これらの規定による報告の内容又は点検の結果のうち耐震診断及び耐震改修の実施状況に関するものを、建築物ごとに速やかに公表するものとする。

第4章 被災者の支援

(避難行動要支援者支援体制の整備)

第21条 市町村長は、自主防災組織、民生委員法（昭和23年法律

第198号)に規定する民生委員(以下「民生委員」という。)、児童福祉法に規定する児童委員(以下「児童委員」という。)、消防機関、警察その他の関係者の協力を得て、避難行動要支援者がその特性を踏まえた円滑かつ迅速な避難をできるよう、必要な支援を行う体制を整備するものとする。

2 市町村長、自主防災組織、民生委員、児童委員及び消防機関は、前項に規定する体制を整備するため、避難行動要支援者名簿の関係者への提供について同意を得ること等により、避難行動要支援者に関する情報を共有するよう努めるものとする。

第198号)に規定する民生委員(以下「民生委員」という。)、消防機関、警察その他の関係者の協力を得て、災害時要支援者が円滑かつ迅速に避難し、安全を確保することができ
る体制の整備を進めるものとする。

2 市町村長、自主防災組織、民生委員及び消防機関は、前項に規定する体制を整備するため、災害時要支援者に関する情報を共有するよう努めるものとする。

(安否に関する情報)

第22条 市町村長は、災害時要支援者が避難する必要が生じた場合は、自主防災組織、民生委員、消防機関、警察及び災害時要支援者が利用する施設の管理者の協力を得て、その安否に関する情報を収集し、整理するよう努めるものとする。

(個人情報を守る義務)

第22条 避難行動要支援者の避難に関する事務に従事している者及び従事していた者は、その事務の処理に関して知り得た個人情報のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的で使用してはならない。

(避難に関する情報)

第23条 市町村長は、避難所に避難した者に関する情報を収集し、整理するよう努めるものとする。

2 市町村長は、災害若しくは危機が発生し、又は発生するおそれがある場合は、自主防災組織、民生委員、児童委員、消防機関、警察及び避難行動要支援者が利用する施設の管理者の協力を得て、避難行動要支援者の避難の状況、避難所の状況その他の安全の確保に必要な情報を収集し、整理するよう努めるものとする。

(個人情報を守る義務)

第23条 災害時要援護者の避難に関する事務に従事している者及び従事していた者は、その事務の処理に関して知り得た個人情報のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的で使用してはならない。

(避難所の運営等)

第24条 避難所に避難した者は、互いに助け合い、協力して、自主的に運営するよう努めるものとする。

2 市町村長は、避難所に避難した避難行動要支援者等の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 知事は、前項に規定する市町村長の施策の実施を支援するものとする。

(広域的避難等)

第25条 市町村長及び知事は、他の市町村又は他の都道府県への避難が必要な場合に備え、避難を円滑かつ迅速に行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第5章 関係者相互の連携

第5章 関係者相互の連携

(県民の意見の反映)

(県民の意見の反映)

第26条 知事は、次に掲げる計画を策定し、又はこれらの計画に

ついて重要な変更をするときは、あらかじめその要旨を公表し、県民の意見を聴くものとする。

(1)・(2) 略

(3) 新型インフルエンザ等対策特別措置法第7条第1項に規

定する計画

(4) 略

(5) 略

(6) 第32条の規定により作成する計画

2 略

(協働の推進)

第27条 知事は、次に掲げるものと協議を行う場を設けること等

により密接に連携を図り、防災、危機管理及び復興に関する取組において協働を進めるものとする。

(1)～(5) 略

第24条 知事は、次に掲げる計画を策定し、又はこれらの計画に

ついて重要な変更をするときは、あらかじめその要旨を公表し、県民の意見を聴くものとする。

(1)・(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 第30条の規定により作成する計画

2 略

(協働の推進)

第25条 知事は、次に掲げるものと協議を行う場を設けること等

により密接に連携を図り、防災及び危機管理に関する取組において協働を進めるものとする。

(1)～(5) 略

(6) 災害ボランティア活動の連絡調整を行う者

(7) 前各号に掲げるもののほか、防災、危機管理又は復興に関する取組を推進するために必要な者

(事業者との協定)

第28条 略

(報道機関等の協力)

第29条 略

(指針の作成)

第30条 知事は、市町村長と協議して、市町村の防災、危機管理又は復興に関する施策の参考となる指針を定めることができる。

2 略

(6) 防災ボランティア活動の連絡調整を行う者

(7) 前各号に掲げるもののほか、防災又は危機管理に関する取組を推進するために必要な者

(事業者との協定)

第26条 略

(報道機関等の協力)

第27条 略

(指針の作成)

第28条 知事は、市町村長と協議して、市町村の防災又は危機管理に関する施策の参考となる指針を定めることができる。

2 略

(復興の円滑な推進)

第31条 知事は、災害又は危機により被害を受けた県民の生活の
再建、地域社会の再生その他の復興に関する施策を円滑に実施
するため、あらかじめ次に掲げる事項を地域防災計画に定める
ものとする。

- (1) 復興の基本的な考え方に関する事項
- (2)～(4) 略

(危機管理に関する計画)

第32条 知事は、危機管理のための措置を的確かつ迅速に実施す
るため、あらかじめ次に掲げる事項（地域防災計画、国民保護
法第34条第1項に規定する計画及び新型インフルエンザ等対策
特別措置法第7条第1項に規定する計画）に定めるとされて
いる事項を除く。）について定めた計画を作成するものとし
る。

- (1)～(4) 略

(復興の円滑な推進)

第29条 知事は、災害又は危機により被害を受けた県民の生活の
再建、地域社会の再生その他の復興に関する施策を円滑に実施
するため、あらかじめ次に掲げる事項を地域防災計画に定める
ものとする。

- (1) 復興の基本方針に関する事項
- (2)～(4) 略

(危機管理に関する計画)

第30条 知事は、危機管理のための措置を的確かつ迅速に実施す
るため、あらかじめ次に掲げる事項（地域防災計画及び国民保
護法第34条第1項に規定する計画に定めるととされている事
項を除く。）について定めた計画を作成するものとする。

- (1)～(4) 略

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第78号

鳥取県税条例の一部改正について

次のとおり鳥取県税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めらる。

平成26年2月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県税条例の一部を改正する条例

第1条 鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前